

看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係

【ベースアップ評価料】

問 1 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）・入院ベースアップ評価料・訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の施設基準において、「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）」とあるが、具体的に何を指すか。

（答）以下の事業を指す。

- ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
- ・ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 111 条第 1 項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
- ・ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条の規定により保険者が行う健康診査
- ・ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
- ・ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- ・ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- ・ 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 11 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
- ・ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定により市町村が行う健康診査
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条又は第 26 条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第 125 条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

問 2 地方厚生(支)局の都道府県事務所へのベースアップ評価料の施設基準に係る届出に当たって、
①法人本部等でまとめて届出書を作成した場合
②届出内容を法人内又はグループ内の同一の給与体系に基づく複数の保険医療機関等を通算して区分計算を行った場合

において、法人本部等が一括して、各保険医療機関等の所在する地域を所管する地方厚生(支)局の都道府県事務所に届け出を行ってよい。また、「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」の提出に当たっても、同様の取扱いとして差し支えない。

(答) いずれの場合も不可。各保険医療機関等より、所管の地方厚生(支)局に届け出ること。

問3 ベースアップ評価料により得られる収入を、保険医療機関等において令和8年4月以降に新しく設けた手当に充ててもよい。

(答) 当該手当が一時的に支払われるものでなく、対象職員に対して、決まって毎月支払われる給与(基本給等の一部)であれば、差し支えない。

問4 ベースアップ評価料の算定期間と、賃金改善の実施期間が異なっても差し支えない。例えば、ベースアップ評価料を令和8年6月から同年12月まで算定し、この期間にベースアップ評価料により得られた収入を、令和8年6月から令和9年3月までの賃金改善に充ててもよい。

(答) 原則として不可。ベースアップ評価料の算定期間と賃金改善の実施期間は一致する必要がある。

ただし、令和8年4月から賃金改善を実施する場合にあっては、令和8年6月から令和9年5月までにベースアップ評価料により得られた収入を、令和8年4月から令和9年3月までの賃金改善に充てることとして差し支えない。

問5 ベースアップ評価料を算定する保険医療機関等に勤務する職員が、他の保険医療機関等においても勤務している場合について、ベースアップ評価料における区分計算等についてはどのように考えればよい。

(答) それぞれの保険医療機関等において、当該職員の勤務実態に応じて、常勤換算等の方法により基本給等総額を按分した上で区分計算を行うこと。

なお、当該取扱いについては、他の保険医療機関等がベースアップ評価料を算定する保険医療機関等(※)であるかに関わらず、同一の取扱いとする。

ただし、法人本部等に所属する職員が、主として保険医療機関等における業務を行っている場合に限り、当該職員を対象職員として区分計算を行うこととし、この場合において、勤務実態に応じた按分は行わない。

また、賃金改善実績報告書については、それぞれの保険医療機関等において算定するベースアップ評価料による賃金改善分のみを計上すること。

※介護報酬における介護職員等処遇改善加算を算定する施設・事業所、障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員等処遇改善加算を算定する障害福祉施設、施設型給付費等における処遇改善等加算を算定する施

設・事業所を含む。

問6 ベースアップ評価料の対象職員について、「事務職員」とは具体的に何を指すか。

(答) 主として事務を担当している者（医師事務作業補助者（医療クラーク）、診療情報管理士を含む）を指す。

【看護職員処遇改善評価料】

問7 看護職員処遇改善評価料について、令和8年度診療報酬改定により、入院ベースアップ評価料と同様の様式により届出を行うこととされたが、看護職員処遇改善評価料の届出を新たに行う場合や、届出区分を変更する場合は、具体的にどのように届出を行えばよいか。

(答) 保険医療機関等の所在する地域を管轄する地方厚生（支）局の都道府県事務所ごとに設定されたメールアドレスに、エクセルファイルを提出することにより行うこと。ただし、自ら管理するメールアドレスを有しない等の場合には、書面による提出でも差し支えない。なお、提出先のメールアドレスについては各地方厚生（支）局のホームページを参照すること。

訪問看護療養費関係

【包括型訪問看護療養費】

問 1 包括型訪問看護療養費の施設基準における「イ 直近 1 年間に、地域の保険医療機関や訪問看護ステーションと合同で実施する研修や事例検討会等を 2 回以上実施していること」及び「ウ 直近 1 年間に、地域の保険医療機関や訪問看護ステーションに対して、当該訪問看護ステーションが実施する訪問看護に関する情報提供を行った実績があること」の規定について、これらの研修等を、例えば開設者が同一である地域の保険医療機関又は他の訪問看護ステーションと連携して行った場合でも要件を満たすものと考えてよいか。

(答) 「イ 直近 1 年間に、地域の保険医療機関や訪問看護ステーションと合同で実施する研修や事例検討会等を 2 回以上実施していること」及び「ウ 直近 1 年間に、地域の保険医療機関や訪問看護ステーションに対して、当該訪問看護ステーションが実施する訪問看護に関する情報提供を行った実績があること」のそれぞれについて、当該訪問看護ステーションと特別の関係(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号)の別添 1 第 1 章第 2 部通則 7 の(3)に規定する関係)にない、地域の保険医療機関又は他の訪問看護ステーションとの連携が含まれていることが必要である。

問 2 包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った高齢者向け住まい等の建物に居住する別表第 7 に該当する利用者に対して、日中に 1 日に 2 回以上訪問看護を行ったものの夜間帯には訪問看護を行っていない場合は、訪問看護基本療養費を算定してよいか。

(答) 30 分以上を標準とする訪問看護を行っている等の訪問看護基本療養費の算定要件を満たす場合には、日中の 1 回分の訪問看護基本療養費を算定することとなる。

問 3 包括型訪問看護療養費の施設基準において、「包括型訪問看護療養費を算定する利用者が居住する建物を、訪問看護ステーションにつき 1 か所指定すること」とあるが、訪問看護ステーションが包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行いたい併設又は隣接する(同一の敷地内を含む。)高齢者向け住まい等の建物が複数ある場合の取扱如何。

(答) 訪問看護ステーションが併設又は隣接する(同一の敷地内を含む。)高齢者向け住まい等の建物が複数ある場合は、包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行う訪問看護ステーションの看護職員等の体制や訪問看護ステーションの事務所と高齢者向け住まい等の建物の居室との距離等を鑑みて、

それぞれの建物における利用者への指定訪問看護を当該訪問看護ステーションが一体的に行うことが可能である場合には、併設又は隣接する（同一の敷地内を含む。）高齢者向け住まい等の建物を複数指定して届出を行うことは可能である。

また、包括型訪問看護療養費を算定すると複数の施設を指定して届出を行った場合において、同一建物及び単一建物居住利用者数は、複数の施設を合算した合計の人数となることに留意すること。